

建設業法改正に伴う監理技術者の兼務に係る取扱について

● 内容

令和 5 年 1 月 1 日以降に契約する県発注工事において、入札条件で求める以下の専任の監理技術者については、建設工事請負契約書第 10 条第 1 項第 2 号に定める特例監理技術者として適用できませんので、取扱にご留意願います。

- ・ 入札公告において専任の監理技術者の配置を求めている工事
- ・ 契約金額が 4,000 万円以上の専門工事において、主たる工種を下請契約し、監理技術者を専任で配置する工事

問い合わせ先
県土整備部 県土整備政策局
技術調査課 企画調査班 073-441-3085